

フュージョンエネルギーワーキンググループ運営規則（案）

（ 令 和 8 年 月 日 ）
フュージョンエネルギーワーキンググループ座長決定

「フュージョンエネルギーワーキンググループの開催について」（令和 8 年 1 月 19 日内閣府特命担当大臣決定）第 4 項の規定に基づき、フュージョンエネルギーワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 フュージョンエネルギーワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続その他WGの運営に関し必要な事項は、「フュージョンエネルギーワーキンググループの開催について」に規定するもののほか、この規則に定めるところによる。

（会議）

第 2 条 WGの会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。
2 座長は、会議を招集しようとするときは、内閣府を通じて、構成員に対しあらかじめ議題、日時等を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
3 会議の出席には、会議の開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した会議への参加を含めるものとする。
4 座長は、特に緊急の必要があると認めるときは、構成員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

（構成員以外の者の出席）

第 3 条 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第 4 条 議事は原則、非公開とする。

（議事概要等の公開）

第 5 条 座長は、議事の経過について、会議に出席した委員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。
2 会議における議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。